



## 人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

6  
2025

発行:はぎの社会保険労務士法人  
〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4  
TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362

### 重要チェック

## 令和7年度の労働保険の年度更新期間は6月2日(月)～7月10日(木)です

厚生労働省から、令和7年度の労働保険の年度更新のお知らせがありました。申告・納付の期間などを確認しておきましょう。

### 令和7年度の労働保険の年度更新のお知らせ(厚生労働省)

安心して働きたい!

令和7年度  
労働保険の年度更新  
(労災保険・雇用保険)  
6.2月～7.10木

申告と納付はお早めに

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省  
厚生労働省ホームページ  
厚生労働省ホームページ  
https://www.mhlw.go.jp

### 令和7年度の年度更新のポイント

- ☑ 年度更新期間は  
6月2日(月)～7月10日(木)です。
- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けられており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。  
※電子申請は6月1日(日)から可能ですが、受付は6月2日(月)となります。

★今回の年度更新では、令和7年度から雇用保険率が改定されたことから、令和6年度の確定保険料は改定前の雇用保険率、令和7年度の概算保険料は改定後の雇用保険率を用いて計算する点に注意が必要です。



### 重要改正

## 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について 国税庁が情報提供開始

これまでもお伝えしてきましたが、令和7年度の税制改正により、次のような改正が行われることになりました。

### 令和7年度税制改正(源泉所得税関係)の概要

- 所得税の基礎控除について、その額を最大48万円から「最大58万円」に引き上げ  
さらに、特例により、その額をさらに引き上げ、「最大95万円」に
- 給与所得控除について、最低保障額を55万円から「65万円」に引き上げ
- 19歳から22歳までの大学生年代の子等の給与収入が150万円までは親等が所得控除(63万円)を受けられる「特定親族特別控除」を創設。  
なお、給与収入が150万円を超えた場合の控除額は段階的に逡減
- 扶養親族等の範囲について、同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下から「58万円以下」に引き上げ など

